

京 都 大 学 の 講 座 、 学 科 目 、 研 究 部 門 等 に 関 する 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第2章 研究科</p> <p>第2条 文学研究科に次表左欄に掲げる専攻を置き、当該専攻にそれぞれ同表右欄に掲げる講座を置く。</p> <p>文献文化学専攻 東洋文献文化学講座、西洋文献文化学講座</p> <p>思想文化学専攻 思想文化学講座</p> <p>歴史文化学専攻 歴史文化学講座</p> <p>行動文化学専攻 行動文化学講座</p> <p>現代文化学専攻 現代文化学講座</p>	<p>第2章 研究科</p> <p>第2条 (同 左)</p> <p>文献文化学専攻 東洋文献文化学講座、西洋文献文化学講座</p> <p>思想文化学専攻 思想文化学講座</p> <p>歴史文化学専攻 歴史文化学講座</p> <p>行動文化学専攻 行動文化学講座</p> <p>現代文化学専攻 現代文化学講座</p> <p><u>京都大学・ハイデルベルク大学国際連携文化越境専攻 文化越境講座</u></p>
<p>2 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>2 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成29年10月1日から施行する。</p>